

さとうきび増産基金に係るさとうきび自然災害被害対策事業助成金交付要領

制 定 平成 25 年 5 月 7 日
一部改正 平成 26 年 2 月 14 日
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日
一部改正 令和 3 年 7 月 1 日
一部改正 令和 8 年 4 月 7 日
公益社団法人沖縄県糖業振興協会

第 1 趣旨

この助成金交付要領は、公益社団法人沖縄県糖業振興協会(以下「沖糖振協」という。)が、さとうきび増産基金事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 付け 24 生産第 2826 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第 2 の 1 の「さとうきび増産緊急対策事業」(以下「事業」という。)を実施するため、実施要綱第 5 により造成した「さとうきび増産基金」により事業の実施に必要な経費に対し、予算の範囲において事業実施主体に助成金を交付するものとし、その交付に関しては、さとうきび増産基金に係る業務方法書(以下「業務方法書」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

第 2 交付の対象及び補助率

- 1 第 1 に規定する経費は、事業に係る次の(1)及び(2)に要する経費とする。
 - (1) 実施要綱に基づいて行う事業であり、かつ、実施要綱第 6 の 2 の(2)に基づき内閣府沖縄総合事務局長(以下「総合事務局長」という。)の承認を受けた事業計画(以下「事業計画書」という。)の取組内容の実施に要する経費(以下「事業費」という。)
 - (2) 事業実施主体が業務の実施に係る事務に要する経費(以下「事務費」という。)
- 2 事業実施主体及び補助率は、事業計画書に記載の支援する取組の内容ごとの事業実施主体及び支援水準(補助率)のとおりとする。

第 3 助成金の交付申請

- 1 事業実施主体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書(別記様式第 1 号)に必要な書類を添えて沖糖振協に申請するものとする。
- 2 助成金申請書の提出は、沖糖振協が別に定める日までに行うものとする。

第 4 助成金の交付決定の通知

- 1 沖糖振協は、第 3 の助成金交付申請書の提出があった場合には、その内容を

審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときはすみやかに交付決定を行うものとし、助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により事業実施主体に通知するものとする。

- 2 沖糖振協は、業務方法書第8条の規定に基づき助成金交付の条件を付すものとする。

第5 申請の取下げ

第4の1の助成金の交付決定通知を受けた事業実施主体は、交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受けた日から起算して10日以内に、第3の1及び2に準じて沖糖振協と協議して申請を取り下げることができるものとする。

第6 補助事業変更(中止又は廃止等)の承認

- 1 事業実施主体は、助成金の交付決定後において、次の重要な変更を行う必要が生じた場合は、助成金変更交付申請書(別記様式第7号)にその理由及び内容を記載し、すみやかに、沖糖振協に提出するものとする。

- ア 事業の中止又は廃止
- イ 事業実施主体の変更
- ウ 事業費の3割を超える増減
- エ 成果目標の変更
- オ 事業実施地区の変更
- カ 支援する取組の内容の変更

- 2 沖糖振協は、前項の変更交付申請書の提出があり、あらかじめ総合事務局長と協議し、その内容について適正であると認めるときは、変更交付決定通知書(別記様式第8号)により事業実施主体に通知するものとする。

第7 助成事業遅延の届出

事業実施主体は、助成事業等が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、助成事業が予定の期間内に完了しない理由書又は補助事業の遂行が困難となった理由書及び事業遂行状況をすみやかに沖糖振協に報告してその指示を受けなければならない。

第8 実績報告

事業実施主体は、助成事業が完了したときは、すみやかに助成金実績報告書(別記様式第4号)に必要な書類を添えて、沖糖振協に提出しなければならない。

第9 助成金の額の確定等

- 1 沖糖振協は、前条の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を実施し、当該報告に係る事業実施主体が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第 5 号）により事業実施主体に通知するものとする。
- 2 沖糖振協は、1 の規定により助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命じるものとする。
- 3 前項に規定する助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 10 助成金の請求及び交付

- 1 第 9 の助成金の額の確定通知を受けた事業実施主体は、助成金を請求しようとするときは、精算払請求書（別記様式第 3 号）に助成金請求書（別記様式第 3 号別添 1）を添えて、沖糖振協に提出するものとする。
- 2 沖糖振協は、第 8 の実績報告の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、業務方法書第 9 条第 2 項の規定に基づきすみやかに事業実施主体に助成金を交付するものとする。
- 3 沖糖振協は、特に必要と認めるときは、助成金の交付決定の範囲内で、助成金を概算払できるものとし、概算払を受けようとする事業実施主体は、概算払請求書（別記様式第 3 号）に助成金請求書（別記様式第 3 号別添 1）を添えて、沖糖振協に提出しなければならない。

第 11 消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、第 3 の 1 の助成金交付申請書の提出にあたって、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 26 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 2 前項のただし書により交付申請した事業実施主体は、第 8 の実績報告書を提出するにあたって、当該助成金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第1項のただし書により交付申請した事業実施主体は、第8の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を消費税相当額報告書(別記様式第6号)によりすみやかに沖糖振協に報告するとともに、沖糖振協の返還命令を受けこれを返還しなければならない。

第12 交付決定の取消し等

- 1 沖糖振協は、業務方法書第10条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、第4の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、法令、本要領又は法令若しくは本要領に基づく沖糖振協の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業実施主体が、補助金を助成事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、助成事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をした場合
- 2 沖糖振協は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 沖糖振協は、第2項の規定により助成金の返還を命ずる場合には、事業実施主体に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく助成金の返還及び第3項の規定に基づく加算金の納付については、第9の3の規定を準用する。

第13 助成金の管理

沖糖振協から助成金の交付を受ける事業実施主体は、必要に応じ、さとうきび増産基金に係る預(貯)金口座を開設し、助成金を適正に管理するものとする。

第14 監督及び指導

沖糖振協は、事業実施主体に対して、助成事業について必要な監督及び指導を行うことができるものとする。

第15 書類の保存

事業実施主体は、助成事業及び経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備え、帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業完了年度

の翌年度から起算して5年間整備保存しておかなければならない。

ただし、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記様式第9号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

第16 財産処分の制限

事業実施主体は、この助成事業により取得し、効用の増加した財産であって、1件当たり増加価格が50万円以上のもの(農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。))第5条により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。))を経過した取得財産を除く。以下「事業取得・効用増加施設機械」という。)については、財産管理台帳(別記様式第9号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

また、50万円未満の財産については、利用の状況や保管場所が分かる書類を整えとともに、事業取得・効用増加施設機械に係る管理規定を定めて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

第17 立入検査

沖糖振協は、必要があると認めたときは、事業実施主体に対して報告を求め、又は関係職員等をして、助成事業の実施状況、帳簿、書類その他物件の調査を行うことができるものとする。

附則

この助成金交付要領は、平成25年5月7日から施行し、平成25年3月26日から適用する。

附則

この助成金交付要領は、平成26年3月13日から施行する。

附則

- 1 この助成金交付要領は、事業計画の承認を受けた日(平成27年4月1日)から施行する。
- 2 この助成金交付要領による改正前の甘味資源植物安定生産体制緊急確立事業実施要綱の規定に基づき行われた基金の管理及び事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この助成金交付要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この助成金交付要領は、令和8年4月7日から施行する。